

平成26年10月2日

京都市保健福祉局長寿社会部
長寿福祉課，介護保険課

京都市介護保険事業計画（平成24年度～26年度）の変更について

標記の件につきまして，平成26年9月17日付けで下記のとおり変更しました。

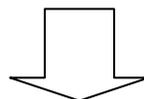
記

（今回変更前）

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	24年度	25年度	26年度
①介護老人福祉施設	5,085	5,233	5,536
（うち地域密着型介護老人福祉施設）	(272)	(330)	※(514)
②介護老人保健施設	4,009	※4,208	※4,208
（うち介護療養型老人保健施設）	(159)	(159)	(159)
③介護療養型医療施設	2,826	※2,747	※2,747

※平成25年3月14日付け及び平成26年3月31日付けで当初の目標数を変更



（今回変更後）

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	24年度	25年度	26年度
①介護老人福祉施設	5,085	5,233	5,536
（うち地域密着型介護老人福祉施設）	(272)	(330)	(505)
②介護老人保健施設	4,009	4,208	4,208
（うち介護療養型老人保健施設）	(159)	(159)	(159)
③介護療養型医療施設	2,826	2,747	2,747

(変更理由)

- 地域密着型特養について、本市が1事業候補者を選定取消しとしたことから、第5期プランの整備等目標数に残数(29人分)が生じました。(※1)
- 一方、一部ユニット型施設の認可基準変更に伴い、広域型特養から地域密着型特養への制度的な移行による増床(20人分)が生じました。(※2)
- この結果、地域密着型特養の整備等目標数において生じた残数(9人分)については、今年度中の整備が見込まれないことから、広域型特養増床分として事業計画を変更します。

※1 事業計画の遅れにより法人認可取得ができないことから、平成26年7月15日に社会福祉法人桂風会(仮称)の選定を取消。(29人分)

※2 原谷こぶしの里について、ユニット部分を地域密着型特養として平成26年3月27日に認可。(20人分)

平成23年8月18日付基準変更により一部ユニット型施設等の類型が廃止され、通知施行後最初の指
定更新時に別々の施設等(定員29人以下のユニット部分は地域密着型)として認可・指定すること
になった。